

正会員・学生会員の会費納入期限に関する本学会細則が改訂(*)されました。

この改訂により、日本栄養・食糧学会誌に投稿論文を投稿する方、年次大会等に、会員として参加登録する方は、これらの手続きを開始する前に、納入を必要とされる年度の会費を納入することが求められます。

対象となる方は以下の内容をご確認ください。

1. 投稿論文を投稿する方
 - ① 日本栄養・食糧学会誌への投稿論文（報文、速報、研究ノート、資料、論壇）の投稿者（共著の場合は筆頭著者および連絡者）は投稿する前に、投稿日を含む年度分の会費を納入してください。
 - ② 総説、講座、書評等の依頼原稿を投稿する場合はこの限りではありません。
 2. 年次大会等の参加登録をする方
 - ① 新規に入会し、学生会員として年次大会等の参加登録をしようとする方で、大会開催年度からの会員登録・会費納入（新入学生会員優遇制度の適用）を希望する学生（学生証の提示が必要）は大会開催年度分の会費を大会参加登録の手続きを開始する前までに納入してください。この方々につきましては、従来の手順と変わりはありません。
 - ② 前項の新入学生会員優遇制度適用の方を除く学生会員、およびすべての正会員で、年次大会等への参加登録をする方は、参加登録する日を含む年度分および大会開催年度分の会費を、参加登録手続きを開始する前に納入してください。
- ・なお、平成 30 年 5 月、岡山市・総社市で開催されます第 72 回大会の演題登録受付は、今のところ本年 10 月 20 日から 12 月 22 日までを予定しておりますが、本年度までの会費と大会開催年度（平成 30 年度）分の会費の納入および参加登録がお済でない、演題登録は受け付けられません。

(*) 学会運営の公平性、事務負担の軽減の観点から、平成 28 年度第 6 回理事会（平成 29 年 3 月 25 日）で、本学会細則第 6 条が下表のとおり改訂されました。

改訂後	改訂前
第 1 章 会員等 第 6 条 正会員、学生会員、団体会員、賛助会員は年度内（4月1日より翌年の3月31日まで）に1年分の会費を納入しなければならない。 <u>但し、大会等への会員としての参加登録、学会誌への投稿等の会員としての権利を行使しようとする正会員、学生会員は、その手続きを開始するまでに、納入を必要とされる年度分の会費を納入しなければならない。</u>	第 1 章 会員等 第 6 条 正会員、学生会員、団体会員、賛助会員は年度内（4月1日より翌年の3月31日まで）に1年分の会費を納入しなければならない。